

「腎疾患対策検討会」開催要綱

資料 1

1. 趣旨

平成 19 年 10 月より、我が国における腎疾患対策のあり方について腎疾患対策検討会で検討を行い、「腎機能異常の重症化を防止し、慢性腎不全による透析導入への進行を阻止すること」、更に、「慢性腎臓病(CKD)に伴う循環器系疾患(脳血管疾患、心筋梗塞等)の発症を抑制すること」を目標として、腎疾患対策の方向性をとりまとめた、「今後の腎疾患対策のあり方について」(以下、「報告書」という。)が、平成 20 年 3 月に報告されてから、10 年が過ぎようとしている。そこで、報告書を目録達成度等の観点から評価し、それを踏まえて今後の腎疾患対策のあり方についての検討をし、具体的な取組を進める上での参考となるよう報告書を改訂する。

2. 検討事項

- (1) 報告書の評価
- (2) 今後の腎疾患対策について 等

3. その他

- (1) 本検討会は厚生労働省健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には、構成員の互選により座長を置き、検討会を統括する。
- (3) 本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。
- (4) 本検討会は、原則として公開とする。
- (5) 本検討会の庶務は、健康局がん・疾病対策課が行う。
- (6) この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、健康局長が別に定める。